

第六管区海上保安本部公示第43号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和3年8月16日

第六管区海上保安本部長

高杉 典弘

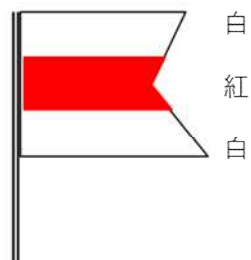
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- | | |
|-----|----------------------|
| 名 称 | 四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所 |
| 住 所 | 愛媛県松山市海岸通2426-1 |
| 名 称 | 第六管区海上保安本部 |
| 住 所 | 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17 |

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- | | |
|-----|------------------------------------|
| 区 域 | 壬生川港（付図のとおり） |
| 期 間 | 令和3年 9月10日から
令和3年10月15日までのうち 1日 |

- 3 水路測量の実施方法
- スワス音響測深機及び単素子音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

- 4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる
- (2) 六管区水路通報第33号（令和3年8月27日発行）により周知





1km
0.4nm